

議案第 75 号
議決第 号

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年始良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。
第2条第1項中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。